

－ 父親の『やってみたい!』を応援! －
「男性の家事・育児参画推進事業費補助金」の手引き

坂井市では、男性の家事・育児への参画推進に資する事業を実施する団体に対して補助金を交付します。市内の団体等が実施する父子対象事業等を支援することにより、父親の家事・育児への参画のきっかけをつくり、女性が社会に参画しやすい環境を整備するとともに、継続して活動する団体の育成を行い、男女共同参画社会の実現を目指すことを目的とします。

1. 補助対象となる団体

補助対象となる団体は、以下のすべての条件を満たす法人、市民団体又は学生団体とします。

【法人・市民団体】

- ① 3名以上で構成される団体
- ② 市内に主たる活動拠点を有し、企画した活動を完了まで責任をもって遂行できる能力を有すること
- ③ 会計事務等を適正に行うことができ、複数年継続した活動が見込める団体
- ④ 営利活動、政治活動または宗教活動を目的としない団体
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下、「暴力団防止法」という）第2条第2号に定める暴力団または暴力団若しくは暴力団対策法第2条第6号に定める暴力団員と密接な関係を有するものでないこと
- ⑥ その他、補助を行うことが不相当と認められる団体でないこと

【学生団体】

- ① 担当教員等の指導を受けることができる団体であり、かつ担当教員等が代表を務める団体
- ② 担当教員等を除き、市内で活動を行う3名以上の学生（大学、大学院、短期大学、高等専門学校、高等学校、専修学校生）によって構成された団体
- ③ 営利活動、政治活動または宗教活動を目的としない団体
- ④ 会計事務等を適正に行うことができ、複数年継続した活動が見込める団体
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下、「暴力団防止法」という）第2条第2号に定める暴力団または暴力団若しくは暴力団対策法第2条第6号に定める暴力団員と密接な関係を有するものでないこと
- ⑥ その他、補助を行うことが不相当と認められる団体でないこと

2. 補助対象事業

坂井市内で実施される男性の家事・育児への参画推進に資する公益的な活動であり、以下の条件をすべて満たす事業が対象となります。

- ① 団体等が主体となって行う具体性・実現性のある事業であること
- ② 坂井市民を対象とした事業であること（市外参加者が含まれていても可）
- ③ 単発の事業ではなく、年度内に複数の事業に取り組むこと

- ④県や市等から他の補助金等を受けていない事業であること
- ⑤政治活動、宗教活動に関係していない事業であること

3. 事業実施期間

補助金の交付対象となる事業の実施期間は、交付決定日から当該年度末の3月31日までとします。

4. 補助金額

補助対象経費の10/10以内、補助上限額50万円

- ①補助対象となる経費の10/10以内とし、千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
- ②年度内に事業を完成すること
- ③定期的に事業を実施することで効果が期待できる場合は、毎年度同一団体・同一事業での申請も可

5. 補助対象経費

補助金の交付対象経費は、補助対象事業の実施に直接必要とする経費とし、以下に挙げるとおりです。

項目	具体例
報償費	講師謝礼、協力者謝礼、通訳謝礼、出演料 等
旅費	交通費、ガソリン代、宿泊費 等
消耗品費	文具、用紙等
食糧費	食材等(団体構成員に対する食糧費は除く、参加者が負担する場合は対象経費から減額)
印刷製本費	ポスター・チラシの印刷代、資料の製本代 等
通信運搬費	郵便代 等 (※団体の電話代、構成員に対する案内郵便等は対象外)
使用料及び賃借料	会場・機材等の使用料、借上料、施設入場料 等(※打ち合わせ等の会議室使用料は対象外)
保険料	傷害保険料、ボランティア保険 等
備品購入費	備品購入費 等 (※活動にあたり必要と認められる道具類等)
その他	事業を実施するために市長が特に必要と認めるもの

※団体構成員に対する費用弁償は対象（自宅から目的地までの最短の距離で金額を算出すること）

※その他経費については、事前にかかわらず担当課に相談すること

6. 対象外経費

以下の経費については、補助金の交付対象外経費となります。

- ①団体の構成員に対する給与、賃金、謝礼等の経費
- ②団体の管理運営費（家賃、水道光熱費、電気料金、通信費、事務機器のリース料等）
- ③団体の経常的な運営に係る経費
- ④飲食費（懇親会費、親睦会費等）
- ⑤領収書がないなど、支出の根拠が確認できない経費
- ⑥その他、市長が適当でないとする経費

7. 補助金の支払い

事業の円滑な遂行を図るため、必要であると認められるときは、補助金額の範囲内で概算払い（一部または全部）をすることができます。概算払いが必要になる場合は、担当課と事前に相談してください。

★交付申請について

1. 事前審査の基準

原則、年1団体を対象とした補助金であることから、補助金が有効に活用され、最小の経費で最大の効果をあげることができる事業を選定するため、補助金の申請前に活動団体と事業内容について事前審査を行います。審査基準は次のとおりです。

審査項目	審査の視点
公益性	・市の第二次男女共同参画推進計画(関連：重点目標7)に寄与する事業か ・市民に還元される事業か
独創性	・新しい視点に立った事業か ・独自の創意工夫があるか
共感性	・地域に受け入れられ、共感の得られる事業か ・参加者の広がりが期待できるか
妥当性	・収支の積算は妥当か ・事業費に応じた効果が得られるか
実現性	・実施体制は適切か ・実現性のある計画か
自立性	・補助金以外の資金確保(会費、参加負担金など)に努めているか
継続性	・翌年度以降も継続的活動が見込めるか ・活動の成果が市民に広がる可能性はあるか

新型コロナウイルスの感染状況も踏まえ、十分な感染症対策が取れる事業かどうかとも考慮します

2. 提出書類（様式は市ホームページからダウンロード可）

補助金を希望する団体は、事前書類として以下の書類を 坂井市男女共同参画推進室に持参・郵送・メールのいずれかにより提出してください。

- ① 団体に関する調書(事前審査用) ② 事業実施計画書(事前審査用)

3. 審査用書類の提出期限

令和3年7月7日（水）までに男女共同参画推進室へ到達したものを有効とします。

4. 交付申請書の提出

審査後、申請が妥当と認められた団体のみ、以下の書類を提出してください。

- ① 補助金等交付申請書 ② 事業実施計画書 ③ 収支予算書（補助対象事業の内訳がわかる書類）
④ その市長が必要と認める書類

★事業実施および実績報告等について

「坂井市男性の家事・育児参画推進事業費補助金交付事業」であることを、事業実施の際に参加者に案内するとともに、チラシやポスターの印刷物等に記載すること。

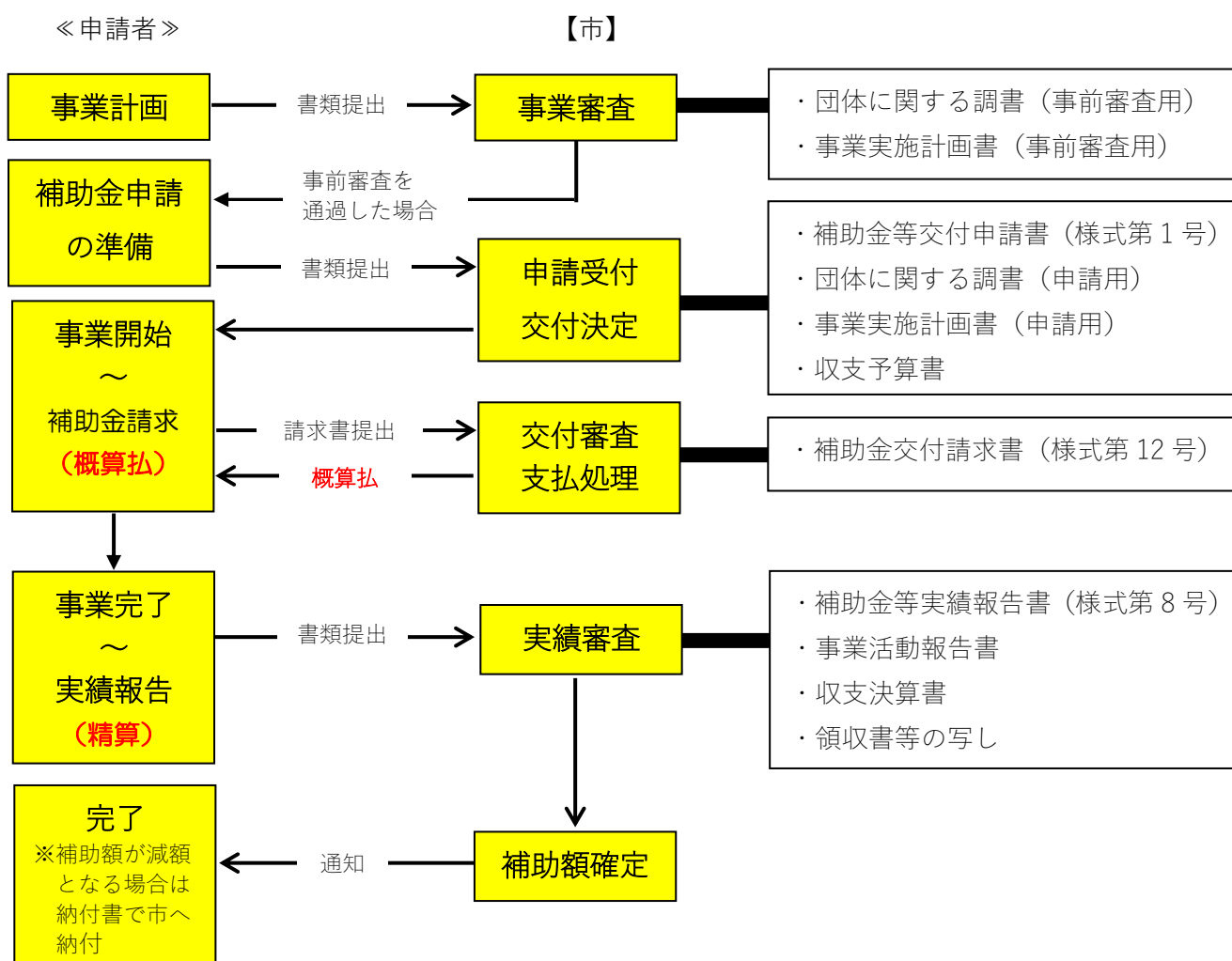
事業終了後1か月以内に、実績報告書類として以下の書類を男女共同参画推進室に提出する。

- ① 事業報告書
- ② 収支決算書
- ③ 領収書等の写し
- ④ 事業活動に係る成果物（印刷物・資料・写真等）
- ⑤ その他市長が必要と認める書類

★その他

- ・ 交付決定団体の団体名、補助事業名、補助金額等は市ホームページで公表します。

★交付申請・事業報告のフロー図



★問い合わせ・書類提出先

〒919-0592 坂井市坂井町下新庄 1-1

坂井市役所 総務部総務課 男女共同参画推進室

男性の家事・育児参画推進事業費補助金 係

TEL：0776-50-3018（直通）